

国民健康保険事務の標準化に向けた県と市町村との合意事項

(第8章 市町村が担う事務の効率化の推進関係)

1 検討事項

項番	項目名
1	被保険者証の作成
2	資格管理事務
3	保険給付の支払事務
4	県から鳥取県国民健康保険団体連合会への直接支払い
5	地単公費の償還払の取扱い
6	療養費
7	その他支給に係る支給基準の統一
8	その他支給に係る申請書類の統一
9	医療費通知の統一
10	短期被保険者証・被保険者資格証明書・限度額認定証の取扱い
11	月報関係

2 合意事項

項目1 資格確認書の作成

事項	合意内容	開始時期
(1) 様式の統一	ア 色は以下のとおりとし、年度ごとに変更しない 一般の資格確認書：紫色 特別療養費の支給対象者の資格確認書：オレンジ色	令和6年 12月2日
	イ サイズ：カード型	
	ウ 記載事項：必須記載事項のみを記載	
	エ その他 ・裏面に臓器提供の意思表示欄を掲載 ・高齢受給者証と一体化した資格確認書に統一	
(2) 更新時期、更新頻度の統一	ア 検認の実施：実施しない。	
	イ 有効期限：原則として1年間	
	ウ 再発行の期限：定めない。	
	エ 一斉更新の際の送付方法：簡易書留又は特定記録郵便での郵送	
(3) 随時発行の対応方法	オ 滞納判定：世帯主（擬制含む。）の滞納	
	随時発行の期限：定めない。	

項目2 資格管理事務

事項	合意内容	開始時期
(1) 事務の統一化・マニュアル化（異動情報の運用の統一を含む）	平成29年度内に事務を統一したマニュアルの作成	平成30年度
(2) 高額療養費における世帯の継続性の判定基準	世帯主に着目して世帯の継続性を判定する運用に統一 ⇒ 国の基準 (新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて（平成30年3月19日付保国発0319第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）)	

項目3 保険給付の支払事務

事項	合意内容	開始時期
(1) 高額療養費	ア 給付額の端数処理： 四捨五入	平成30年度
	イ 下限額の設定： 設定しない。	
	ウ 月遅れレセプト等による追加支給の処理方法： 判明月の通常処理と同じ。	
	エ レセプト返戻、所得区分変更等で被保険者へ過払いになった場合の 処理方法： 原則として返還の請求を行う。ただし、翌月相殺可能な 対象があれば相殺を行う。	
	オ 多数回該当に係るカウントの考え方： 国の基準に従い、世帯単位	
(2) 高額介護合 算療養費	ア 給付額の端数処理： 四捨五入	平成30年度
	イ 下限額の設定： 支給基準額（500円）	
	ウ 月遅れレセプト等による追加支給の処理方法 ： 判明月の通常処理と同じ。	
	エ レセプト返戻、所得区分変更等で被保険者へ過払いになった場合の処 理方法： 原則として返還の請求を行う。ただし、翌月相殺可能な対象 があれば相殺する。	
(3) 保険給付の 差止	ア 保険給付の差止をする基準 (ア) 滞納期間による基準： 1年6ヶ月 (イ) 滞納割合による基準： 5割以上（当該年度） (ウ) 納付相談に応じない場合の基準： 設定 (エ) 資力があるのに納付しない場合の基準： 設定 (オ) 悪質な滞納者と認められることの基準： 設定 (カ) その他の基準： 設定しない。	平成30年度
	イ 差止の対象範囲 (ア) 現金給付（療養費等）の差止に関する基準： 設定（滞納額の範囲内） (イ) その他差止対象に関する基準： 設定しない。	
	ウ 差止の対象者 (ア) 保険料の滞納につき、「特別な事情」がないと認められる者を対象 に含めていることについて： 対象に含める。 (イ) 滞納以外の事由による差止の対象者の基準： 設定しない。	
	エ 差止に係る手続 (ア) 特別療養費の支給に係る事前通知書の発行との関係 ・特別療養費の支給に係る事前通知書を交付し、差止措置を行う。 ・特別療養費の支給に係る事前通知書を交付せず、差止を行うこと がある。 (イ) 保険料との相殺 ・行うこととし、対象者に悪質滞納者を含む。 (ウ) 滞納処分によっても、滞納解消の見込みなしの基準： 設定 (エ) その他 納付額について、滞納額への充当に了承を得られた場合を追加	
(4) 運用日程の 統一	ア 高額療養費の月報の報告時期： 処理スケジュール等の統一	平成30年度
	イ 高額介護合算療養費の処理方法： 本算定を実施し、支給	

項目4 県から鳥取県国民健康保険団体連合会への直接支払い

事項	合意内容	開始時期
(1) 事務手続、運用日 程の検討	当初、直接払いを行うことで合意していたが、その後、事務の実施方法を検討した結 果、直接払いを行わない。	
(2) 交付金請求、支払 事務の整理		

項目5 地単公費の償還払の取扱い

事項	合意内容	開始時期
計算方法の統一	計算上発生した償還額は、特別医療助成該当者へは償還せず、特別医療費へ充当し、県・市町村へ償還	平成30年度

項目6 療養費

事項	合意内容	開始時期
(1) 給付額の端数処理	1円未満切り捨てとし、全額支給	平成30年度
(2) 給付に当たり下限設定	設定しない。	
(3) 補装具の縦覧点検の実施	可能な限り実施	
(4) 食事差額調整が発生した場合、被保険者への差額支給の実施	行う。	
(5) 負担区分の変更等による差額支給の実施	行う。	
(6) 勧奨通知の実施	行わない。	
(7) 支給決定基準	処理スケジュール等の統一	
(8) 支給決定通知書等の様式	引き続き検討事項とする。 ⇒ 市町村事務処理標準システムの導入を考慮	

項目7 その他支給に係る支給基準の統一

事項	合意内容	開始時期
(1) 葬祭費	ア 給付額の加算： 認めない。	平成30年度
	イ 葬祭費支給の例外： 行わない。	
	ウ その他： 同一死亡で他法の給付を受けることができる場合は、給付しない。	
	給付額の統一について、引き続き検討事項とする。 ⇒ 医療費水準の平準化と合わせ検討。各市町村で給付額に差はあるが保険給付費等交付金の一部とすることで県内支え合いの仕組みとなるため、医療費水準の平準化の実施に合わせる。	
(2) 出産育児一時金	ア 給付額： 488,000円	平成30年度 ※政令改正に伴い、給付額を変更（令和5年度）
	イ 給付額の加算： 12,000円を上限 【要件】 産科医療補償制度に加入する医療機関の医学的管理下における在胎週数22週に達した以降の出産（死産含む）であること。	
	ウ 出産育児一時金支給の例外の有無： 例外の取扱いを行わない。（滞納者でも全額給付する）。	
	エ その他： 同一出産で、他法で給付を受けることができる場合には給付しない。	

項目8 その他支給に係る申請書類の統一

平成30年度からは当面、市町村の現行運用を維持し、市町村の次期システム更新等にに合わせて完全統一に向けた検討を行う。

事項	合意内容	開始時期
各種様式の統一	引き続き検討事項とする。 ⇒ 市町村事務処理標準システムの導入を考慮	

項目 9 医療費通知の統一

平成30年1月診療分、平成30年4月以降の発送から統一して事務を行う。

事項	合意内容	開始時期
(1) 実施回数	年4回	平成30年度
(2) 通知受診期間	1～3月、4～7月、8～10月、11～12月	
(3) 様式	圧着はがき	
(4) 通知種別	個人	

項目 10 限度額認定証の取扱い

事項	合意内容	開始時期
限度額適用認定証	更新時期・頻度、交付基準、様式等の統一を引き続き検討する。	

項目 11 月報関係

平成30年6月月報から統一して事務を行う。

事項	合意内容	開始時期
(1) 報告内容の統一	支給決定月と支出負担行為月を同月にする。	平成30年度
(2) 事務要領	国保総合システムを利用し、療養費、高額療養費等の各支給内容をシステムで管理することとし、国保総合システムにおいて作成した月報に必要な追記等を行ったうえで県に提出する。	
(3) システム開発	保険者の月報作成作業を軽減するため、国保連合会が独自システムにおいて月報作成支援機能を開発する。	